生駒市条例第7号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例(平成12年3月生駒市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の部中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の5の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表の6の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表の8の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表の9の部中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表の10の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表の11の項中「第87条の2」を「第18条第19項」に改め、同表の11の項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表の12の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の12の2の項の次に次のように加える。

12 Ø	建築物の敷地と	法第43条第2項第1号の規定による	27,000円
3	道路との関係の	建築の認定の申請に対する審査	
	建築認定申請手		
	数料		

別表第2の13の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同表の18の項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書 又は第13項ただし書」に改め、同表の20の2の項中「建ペい率」を「建蔽率」に改め、「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表の21の項中 「建ぺい率」を「建蔽率」に、「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表の27の項及び30の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の31の項中「第67条の2第3項第2号」を「第67条第3項第2号」を「第67条第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同表の31の3の項中「第67条の2第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表の32の項、35の3の項及び42の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の32の項を44の5の項とし、44の項の次に次のように加える。

44 Ø 2	1の既存不適格建 築物の用途を2以上の工事に分って 上のこう場合の申 で計画認定 体計画 手数料	法第87条の2第1項の規定 既存不適格建築物の用 う工事を2以上の工事に 場合の全体計画の認定 する審査	途変更に伴 分けて行う の申請に対	27,000円
3	1の既存不適格建 築物の用途を2以 に伴う工事に分の 上の工事に分の 大行う場合の変 体計画認定 申請手数料	法第87条の2第2項の規定 既存不適格建築物の用 う工事を2以上の工事に 場合の全体計画の認定 に対する審査	途変更に伴 分けて行う	27,000円
44 Ø 4	建築更にて明る。とのは、大学のでは、大学ので、大学ので、大学ので、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	項の規定による 使用 3月以 変更して一時的 物に付い の 田 途 と 1	用途として する期間が 从内の建築 系るもの	60,000円
	請手数料	で使用する建築物の特例の許可の申請に対する。3月を	用途として する期間を 超えるもの こ係るもの	120,000円

## 附則

この条例中別表第2の5の項の改正規定(「第18条第14項」を「第18条第16項」に改める部分に限る。)、同表の6の項の改正規定、同表の8の項の改正規定(「第18条第14項」を「第18条第16項」に改める部分に限る。)、同表の9の部の改正規定、同表の10の項の改正規定(「第18条第17項」を「第18条第19項」に改める部分に限る。)、同表の11の項の改正規定、同表

の12の2の項の次に次のように加える改正規定、同表の13の項の改正規定、同表の18の項の改正規定、同表の20の2の項の改正規定(「建ペい率」を「建蔽率」に改める部分に限る。)、同表の21の項の改正規定(「建ペい率」を「建蔽率」に改める部分に限る。)、同表の27の項及び30の項の改正規定並びに同表の32の項、35の3の項及び42の項の改正規定は公布の目から、その他の改正規定は建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。